

素因競合と割合的認定

——日本不法行為法の課題

小賀野 晶 一

- 一 はじめに
 - 二 不法行為法理論における本テーマの位置
 - 三 判例法における相当因果関係論の確立と割合的認定
 - 四 割合的認定の法的構成
 - 五 民事裁判における証明の問題
 - 六 裁判外紛争処理 (ADR) と割合的認定
 - 七 原因競合と割合的認定
 - 八 素因競合事案へのアプローチの視点
 - 九 おわりに
- 【参考一〜四】

一 はじめに

交通事故、労災事故、公害・環境問題などの被害者には、同人が事故前から有していた素因（心因的素因、疾患など）が影響して、損害が発生しあるいは拡大している場合が認められる。このような場合、損害賠償責任の判断（特に、因果関係の認定、損害の算定）にあたり、被害者の素因をどのように考慮すべきかが問題となる。これが日本不法行為法において検討課題とされ、学界及び実務界において大いに関心を集めてきた素因競合の問題である（以上は素因競合の狭義の定義といえる。より広義で捉えていると思われる議論もある。諸論を総覧した文献と

図一 素因競合と割合的認定

- I 素因競合における因果関係のメカニズム
 事故 → ②因果関係・被害者の素因 → ③損害の発生・拡大
 (心因的素因、疾患など)
- II 割合的認定の二つの見方と方法
 (一) 素因減額
 (二) 事故の寄与度

して加藤新太郎「因果関係の割合的認定」塩崎勤編『交通損害賠償の諸問題』一二三頁以下(判夕社、一九九九年)(初出一九八七年判夕六三三号を一九九八年に改訂)がある。

判例は、素因が結果に影響している場合に、損害額を減額している。学説はこのような認定を捉えて割合的認定といい、このような考え方を割合的認定論ともいう。割合的認定は、割合的判断、割合的解決ともいわれ、さらに「損害の減額」を捉え素因減額、寄与度減額、寄与度減責などともいわれる。もともと、「損害額の減額」という見方は、当該被害者に発生した損害の全額を基準にしている。もう一つの見方も可能であり、それは事故の寄与度に基づいて、損害がその範囲で認められるというものである。後者を素因減額と表現することは必ずしも適切でない。事実の評価としては二つの見方と方法があると捉えるべきであろう(図一)。

二 不法行為法理論における本テーマの位置

民法の不法行為制度は、加害者の民事責任の所在を明らかにして、その責任に基づき、被害者が被った損害を加害者に賠償させることによって、被害者救済を図ることを目的としている(日本不法行為法研究の古典的文献として末川博『権利侵害論』(弘文堂書房、一九三〇年(弘文堂、一九三五年)、我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』

(日本評論社、一九三七年、復刻版一九八八年)、加藤一郎『不法行為(増補版)』(有斐閣、一九七四年、初版一九五七年)を挙げることができる。ここに被害者救済の要となるのは金銭による損害賠償

であり、損害賠償の算定やあり方が問われる。素因競合と割合的認定のテーマは、被害者救済のあり方としてここに位置づけられる問題である。

不法行為制度の目的は公平、公正な紛争処理を行うことである。事故の紛争事例では、不法行為制度の目的をいかに実現するか、そのための理論はいかにあるべきかが問われている。ここでは判例法によって形成された割合的認定論とはどのような理論か、これをどのように評価すべきかが検討課題となる。法理論としては、主として因果関係論と損害論が問題になる。

素因競合に関する問題は交通事故において典型的に現れ、因果関係及び損害に関する判例法が形成されている。素因競合は、交通事故のほか、労災、公害・環境問題などの類型においても問題となる（拙稿「因果関係の割合的認定の意義と問題点」塩崎勤編『現代民事裁判の課題⑧交通損害・労働災害』一三三頁以下（新日本法規、一九八九年）、同「学校事故……自殺事例に関する因果関係論からの考察」『損害賠償法と責任保険の理論と実務』（平沼高明先生古稀記念論集）一三八頁以下（信山社、二〇〇五年）、「過労自殺と因果関係」賠償科学三四号四九頁以下（二〇〇六年）。

素因競合の事案では、事故の類型・態様との関係において被害者救済のあり方が問題となる。例えば、交通事故と医療事故を比較すると、それぞれ事故の類型・態様に違いがあるから、この違いを損害賠償論及び割合的認定論においてどのように考慮するかが問われなければならない（橋本佳幸『責任法の多元的構造——不作為不法行為・危険責任をめぐって』（有斐閣、二〇〇五年）参照）。同様の問題は介護事故など、その他の事故態様についても問題となる（例えば、介護事故で慰謝料について素因減額（五〇％）をした大阪地判平一九・一一・七判時二〇二五号九六頁など）。割合的認定論としては事故法一般の基本理論を求め、他方、事故類型等の違いは過失・違法性論あるいは責任論として検討することもできるであろう。本稿では交通事故の金銭賠償を中心とし、そこに存在す

る一般的な考え方を明らかにしたい。

三 判例法における相当因果関係論の確立と割合的認定

(一) 判例法における相当因果関係論の確立

日本の裁判所が因果関係論及び損害論について採用している理論は、相当因果関係論と称される。日本の判例法は一貫して相当因果関係の概念を用いている。

判例法における相当因果関係論のもとでは、次の二つの判断が行われる。一つは、行為と結果との間に因果関係（事実的因果関係といわれるもの）が「あるかないか」という判断であり、もう一つは、損害賠償の範囲がその事故によって通常生ずべき損害かどうかの判断である。判例は両者を一体的に捉えているようにみえる。ここでは相当性の判断が支配する。相当因果関係論は民事紛争処理において裁判規範として定着し、重要な機能を果たしてきた（高崎尚志『自動車事故の損害賠償理論』（ぎょうせい、二〇〇九年）参照）。

判例において割合的認定論を可能にしたものは、判例が採用する右のような相当因果関係論の「相当性の判断枠組み」ではないかと考える。

(二) 地裁判決・高裁判決における割合的認定の形成

最高裁判決（後掲【参考二】）による割合的認定は、それまでに出された交通事故を中心とする多くの地裁判決・高裁判決の蓄積のうえに存立する。例えば、東京高判昭五三・七・四判時九〇九号五四頁、判タ三七八号一

三六頁は、頭部外傷等の傷害を受けた交通事故の被害者がその後、精神分裂病を発病させた場合に、事故と発病との間に法的因果関係があるとしたうえで、事故が結果に及ぼした起因力の割合を三分の一と認め、その限度で損害を認めた。本判決は、素因競合の事案において被害者の遺伝性素因を考慮して割合的認定を行っており、昭和五〇年代初期の高裁判決として重要な意義を有する。この一〇年後に割合的認定の考え方を判例法として定着させる契機となった最判昭六三・四・二一（民集四二巻四号二四三頁、交民二一卷二号二二九頁、判タ六六七号九九頁、判時二二七六号四四頁）が登場するが、本判決を含む地裁及び高裁における一連の割合的認定判決例がその素地となったのである（拙稿・交通事故判例百選（四版）別冊ジュリスト一五二号四四頁（一九九九年））。

一九七〇年代から八〇年代の地裁判決・高裁判決における素因競合事案をみると、交通事故被害者が事故前に、身体あるいは精神に先天的・後天的に何らかの素因を有する場合に、損害賠償責任の判断又は損害算定において割合的認定をしている。割合的認定は従来、主に外傷性頸部症候群（むち打ち損傷）の事案処理に用いられてきた。裁判例が割合的認定を行うかどうかの判断要素を挙げると、被害者の過去の病歴あるいは既往症（動脈硬化、心筋梗塞に基づくものなど）、内科疾患（ネフローゼ、高尿酸血症）、特殊な体質的素因、潜在的異常、加齢的因子、精神神経的因子、病的素因、老人性変化、糖尿病、持病の肝硬変症、頸椎後縦靭帯骨化症、ヒステリー性格などがある。割合的認定の結論を整理すると、（一）事故の寄与、素因の寄与を重視するもの、（二）相当因果関係の割合を重視するもの、（三）その他、に大別することができる（拙著『交通事故損害賠償の判例と考え方 むち打ち損傷編』（保険毎日新聞社、一九八九年）、拙稿「割合的因果関係論の定着と課題……因果関係論からの考察」交通法研究二八号二八頁以下（二〇〇〇年）、後掲【参考一】）。

交通事故の被害者がその後うつ病に罹患するなどして自殺した事例では、被害者に事故前からの心因的要因

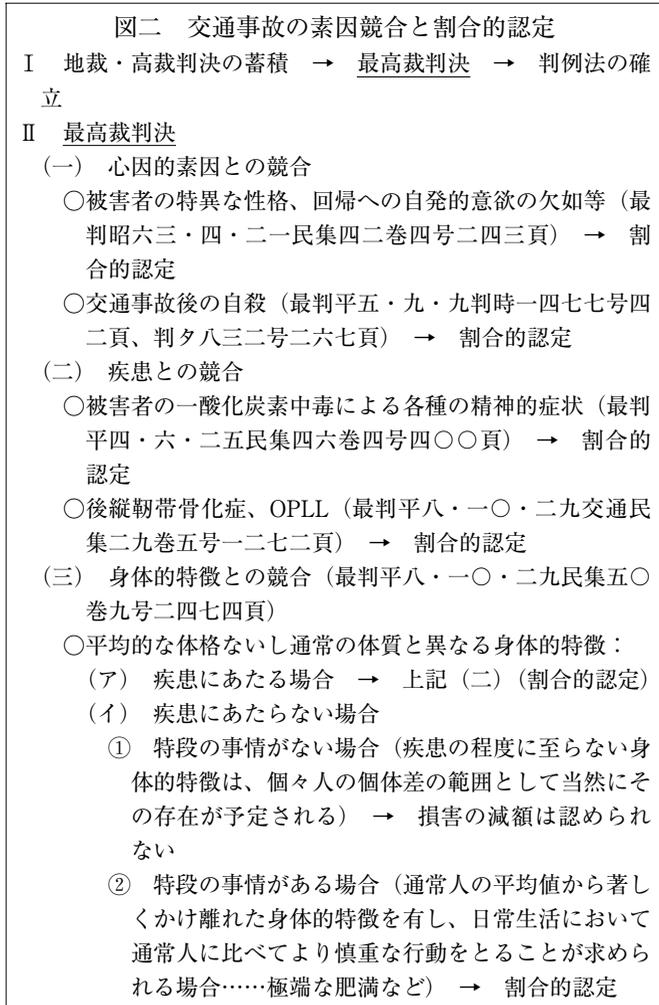
等が存在する場合にはこれが考慮され、割合的認定が行われることが多い。例えば、大阪地判平元・一一・二四
 交民二二卷六号一三三四頁（脳外傷性神経症によって生じた抑うつ状態）、大阪地判平三・一・一七交民二四卷一
 三八頁（重篤なうつ状態）、岡山地津山支判平三・七・一〇交民二四卷四号八〇九頁（反応性うつ病）、大分地判平
 三・一一・二七交民二四卷六号一四九九頁（抑うつ状態）、東京地判平四・二・二七交民二五卷一号一二二四頁、
 東京地判平四・三・一〇交民二五卷二号三三三頁、東京地判平四・一〇・二交民二五卷五号一八二頁（うつ状
 態、神経質な性格、心因的要因等）、大阪地判平五・七・一三交民二六卷四号八九四頁などがある（括弧内は事故後
 の症状、記載のないものはうつ病）。

これらの裁判例が、以下（三）でとりあげる最判平五・九・九交民二六卷五号一一二九頁、判時一四七七号四
 二頁につながったのである（拙稿「因果関係に割合的認定に関する事例研究」〔財交通事故紛争処理センター編「交通事
 故損害賠償の法理と実務（交通事故紛争処理センター創立二〇周年記念論文集）九七頁以下（ぎょうせい、一九八四年）、
 同「事故と自殺との因果関係認定とその根拠」財団法人交通事故紛争処理センター編「交通事故損害賠償の新潮流（財交
 通事故紛争処理センター創立三〇周年記念論文集）一六八頁以下（ぎょうせい、二〇〇四年）、同「過労自殺と因果関
 係」賠償医学三四号四九頁以下（二〇〇六年））。

（三） 最高裁判決における割合的認定の確立

一九八八（昭和六三）年から一九九三（平成五）年に出された素因競合に関する一連の最高裁判決（図二、後掲
 【参考二】）は、自覚的に割合的認定を行っており、ここに判例法における割合的認定論が確立した。判例法は
 割合的認定を行った上記地裁・高裁判決の蓄積のうえに位置づけることができる。

素因競合に係る判例の考え方を素因等の種類別に整理したものが図二である（後掲最判平八・一〇・二九参照）。これを要約すると、判例は素因として心因的要因、疾患などを挙げている。判例は、心因的素因や疾患について



は原則として割合的認定を行う。身体的特徴については、原則として割合的認定を行うべきではないとする。

(四) 交通事故訴訟における近時の特徴

近時の交通事故訴訟では外傷性頸部症候群に加え、交通事故による脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群）、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、RSD（反射性交感神経萎縮症）、CRPS（複合性局所疼痛症候群）、高次脳機能障害などの疾病について、損害賠償責任のあり方が問題とされている（みらい総合法律事務所編『交通事故における高次脳機能障害と損害賠償実務』（ぎょうせい、二〇〇九年）、栗宇一樹・古笛恵子編『交通事故におけるむち打ち損傷問題』（保険毎日新聞社、二〇〇九年）など）。ここでは、交通事故法における医療の重要性が高まり、賠償科学からの検討も進められている（杉田雅彦『脳脊髄液減少症（低髄液圧症候群）の判例と実務』（民事法研究会、二〇〇八年）、黒木宣夫・杉田雅彦編『PTSD 医の診断と法の判断』（中外医学社、二〇〇九年））。

これらの疾病や症状においても素因競合の問題が生じ得る。どのような場合に割合的認定が行われるかという問題については、上述した素因競合の判例法が参考になるであろう。

四 割合的認定の法的構成

(一) 法的構成の態様

割合的認定の法的構成については、相当因果関係論、割合的因果関係、寄与度減額、過失相殺類推適用、一般条項（公平の原則、信義則等）援用などの整理が行われている（平沼高明「原因競合……因果関係の割合的認定」

ジュリスト増刊総合特集四二号（自動車事故）七七頁以下（一九八六年）（平沼高明『専門家責任保険の理論と実務』（信山社、二〇〇二年）所収）。また、『例題解説交通損害賠償法』二三五頁（法曹会、二〇〇六年）は減額を認める法定構成として、確率的心証論、割合的因果関係論、寄与度減額論、過失相殺の類推適用論を挙げている。

判例は、行為と結果との間に因果関係（事実的因果関係）があることを前提に、損害の減額を行っている。判例はその形式として、過失相殺の規定（民法七二二条二項）を類推適用する。もともと、本稿冒頭で述べたように、事故の寄与度を追求しているという見方も可能である。ここでの判断の実質は、相当因果関係論における相当性判断と同様のものといえる。

割合的認定は因果関係論の問題か、それとも損害論の問題かは学説上の論点とされ、因果関係論と損害論の各アプローチの違いが強調される。他方、判例は、相当因果関係論に基づく相当性判断の枠組みのもとにおいてその双方を考慮している。

（二） 割合的認定の根拠

割合的認定の法的構成は、割合的認定の根拠を示すものでもある。

割合的認定の実質的根拠は、公平に求められている。その法形式は七二二条二項類推適用の方法が採用されている。また、個々の裁判例は、それぞれの事案について紛争処理を行っており、各事案に応じた問題処理のなかに考え方の本質が含まれている。

割合的認定を行った裁判例のなかには、「公平とは何か」を紛争事例を通じて具体的に問いかけるものがある。例えば、以下①②は割合的認定を肯定するもの、③は割合的認定を慎重に捉えるものである。

① 東京地判昭四五・六・二九（倉田コート）

第一は、東京地判昭四五・六・二九判時六一五号三八頁、交民三卷三号九六三頁（裁判長倉田卓次）であり、確率的心証論に基づくものである。本判決は裁判における割合的認定の必要性和その根拠を次のように明確に指摘する。すなわち、「肯定の証拠と否定の証拠とが並び存するのであるが、当裁判所は、これらを総合した上で相当因果関係の存在を七〇パーセント肯定する。このような場合、相当因果関係があるのかないのか、そのいずれか一つで答えねばならぬものとすれば、七〇パーセントの肯定の心証を以て十分とし、以下損害の算定に入るか、七〇パーセントでは因果関係を肯定する心証としては不足するとして、再発後以後の損害賠償請求を全然排斥するか、二途のいずれかを選ばねばならぬこととなる。」が、「当裁判所は、損害賠償請求の特殊性に鑑み、この場合、第三の方途として再発以後の損害額に七〇パーセントを乗じて事故と相当因果関係ある損害の認容額とすることも許されるものと考ええる。けだし、不可分の一個請求権を訴訟物とする場合と異なり、可分的な損害賠償請求権を訴訟物とする本件のような事案においては、必ずしも一〇〇パーセントの肯定か全然の否定かいずれかでなければ結論が許されないものではない。否、証拠上認容しうる範囲が七〇パーセントである場合に、これを一〇〇パーセントと擬制することが不当に被害者を有利にする反面、全然棄却することも不当に加害者を利得せしめるものであり、むしろ、この場合、損害額の七〇パーセントを認容することこそ、証拠上肯定しうる相当因果関係の判断に即応し、不法行為損害賠償の理念である損害の公平な分担の精神に協い、事宜に適し、結論的に正義を実現しうる所以であると考ええる。」と指摘する。

本判決の底流に、被害者救済の思想を認めることができる。確率的心証論（倉田理論）と相まって、判例法におけるその後の割合的認定の契機を与えている。なお、労働裁判においてみられる「概括的認定の考え方」は、

被害者救済を図ろうとする点において確率的心証論と類似する。

宮原（弁護士）は、確率的心証論について、心証度による割合的認定は裁判官として良心的な認定であり、少しでも救済してやろうという温かい気持ちがあることは理解できるが、全て裁判官の心証によってきまるとなると、問題があるとしたうえで、因果関係の抽象的割合は鑑定人の意見に従って心証形成していくと思われるので、心証形成の基準が明かにされる必要があると述べ、心証の割合認定を客観化する試みとして渡辺説に注目した（宮原守男発言・交通法研究一四号一一三頁（一九八五年））。確率的心証論における問題の本質を捉えるものといえる。

② 水俣病関西訴訟第一審判決

第二は、水俣病関西訴訟第一審大阪地判平六・七・一一判タ八五六号八一頁、判時一五〇六号五頁、判地一一五号三四頁である。本判決は各患者の症候が水俣病に起因する可能性を確率的に判断した。学説は本判決の理論を確率的因果関係と称することがある。

本判決は割合的認定を確率的判断と称し、本件は確率的判断をすべき場合であるとす。そして、その理由、根拠として次の事由を挙げている。すなわち、因果関係は過去に起きた一回的事実の有無というよりは、むしろ過去の事実関係をもとに行う評価としての側面を有すること、確率的判断を反映させる対象が損害賠償額（金銭賠償額）という可分なものであること、間接立証において使われる経験則そのものの存否、客観的蓋然性について、専門家たる医師の間においても見解の対立が深刻な状況のもとにおいて、医学の専門家でない裁判官が経験則の取捨選択の名の下に一方の見解を医学的に正しいと判断することは適切でないこと、もしも現段階の医学的知見をもとに医学的見解が確立していないことを高度の蓋然性がないとし悉無的に判断すると、現代医学の限界による不利益を原告らに負担させることになり相当でないこと、不法行為法が損害の公平な分担を目的とする以

上、現代医学の限界による不利益は確率的判断のもとに両当事者に公平に分配されるべきであること、当該患者の症候については原因の競合が認められること、有機水銀曝露歴を有する者に発現している健康障害が水俣病に起因する可能性の程度は、零%から100%まで連続的に分布すること、本件は、複数の原因のうち被告チッソ水俣工場廃水に起因する症候を量定する操作が必要な場合であり、確率的判断を要する場合であること、などである。

なお、本判決の前に出された水俣病東京訴訟東京地判平四・二・七判タ七八二号六五頁、判時平成四年四月二五日号も、基本的に本判決と同様の判断をしていた。両判決は被害者救済の実質を重視している。事実認定や科学的知見の扱いに係る司法の使命が明確にされており、水俣病訴訟だけでなく、その他の損害賠償訴訟の類似事案や、原因競合の事案一般にも応用することが可能であろう（野村好弘「因果関係の確率的、割合的認定……定性的判断から定量的判断へ」『交通事故賠償の新たな動向』一三八頁（ぎょうせい、一九九六年）、拙稿「水俣病関西訴訟（熊本県）」判例地方自治一三一号五一頁（一九九五年））。

③ 東京地判平元・九・七（いわゆる「あるがまま判決」）

他方、裁判例のなかには、割合的認定論に修正を求めるものがある。例えば、東京地判平元・九・七判時一三二四二号八三頁、判タ七二九号一九一頁がその典型例であり、いわゆる「あるがまま論」の考え方を裁判例として明確に示している。本判決は、「加害者は被害者のあるがままを受入れなければならない。」のが不法行為法の基本原則であり、肉体的にも精神的にも個別性の強い存在である人間を基準化して、当該不法行為と損害との間の相当因果関係の存否等を判断することは、この原則に反するから許されないと解すべきところ、原告が右のいずれの場合に当たるとすべき事実関係はこれを認めるに足りる証拠はなく、また、原告の前示程度の精神的・心理的狀態を損害賠償額を定めるに当たって斟酌するのは公平の觀念に照らして相当でないから、この点に関する

被告らの前記主張も採用の余地がないものというべきである。」と述べている。

本判決は「被害者があるがまま」を認めるべきであるとする。「肉体的にも精神的にも個別性の強い存在である人間を基準化すること」における問題点の指摘は、労働者が過労によって自殺した電通事件最高裁判決（最判平一二・三・二四民集五四卷三号一一五五頁）にも通ずる。もともと、本判決も「原告は精神的打撃を受け易い類型の人間であることは前記のとおりであるが、不法行為の被害者がいわゆる賠償神経症であるためその賠償請求を認めないことがかえって当該被害者の救済となる場合又は損害の拡大が被害者の精神的・心理的状态に基因するためそのすべてを加害者に負担させるのが公平の観念に照らして著しく不当と認められるような場合（最高裁判所昭和六三年四月二一日第一小法廷判決・民集四二卷四号二四三頁はこのような場合の事案についての判例と解すべきである。）には、当該賠償請求を棄却し又はその一部を減額すべきと解する」としており、割合的認定を否定していない。「あるがまま」の考え方は判例法の主流とはならなかった。

最判平二〇・三・二七判時二〇〇三号一五五頁、判タ一二六七号一五六頁は、業務上の過重負荷と基礎疾患とが共に原因となって従業員が死亡した事案において、使用者の不法行為を理由とする損害賠償の額を定めるに当たり、使用者による過失相殺の主張が訴訟上の信義則に反するとして民法七二二条二項の規定を類推適用しなかった原審の判断に違法があると判断し、割合的認定を貫徹している。

(三) 実定法の規定

民法の過失相殺規定（七二二条二項）の類推適用が、割合的認定の根拠とされていることについては、上述した。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの実定法には、損害賠償額の斟酌規定が置かれているが、割合的認定の考え方に親しむものといえる。

割合的認定の法的構成を考える場合、これら実定法の規定の趣旨を明らかにすることが有益であろう（本稿後掲八で言及する）。

五 民事裁判における証明の問題

(一) 因果関係の証明

高度の蓋然性の証明

因果関係の証明は高度の蓋然性の証明を必要とする（ルンバール事件最判昭五〇・一〇・二四民集二九卷九号一四一七頁）。高度の蓋然性の証明は裁判実務では、これを特に数値で示せば八〇%以上の証明をいうとされる。なお、学説には証拠の優越性説（加藤一郎）や、七〇%〜八〇%程度の証明でもいいとする見解（優越的蓋然性説あるいは相当の蓋然性説）がある。さらには上記の確率的心証論がある。

相当程度の可能性の存在の証明

近時の医療事故裁判例のなかには、因果関係について高度の蓋然性の証明がない場合でも、権利侵害（違法性）が認められる事実について相当程度の可能性の存在の証明があればよいとし、慰謝料を認めるものがある。すなわち、疾病のため死亡した患者の診療に当たった医師の医療行為が、その過失により、当時の医療水準になつたものでなかった場合において、右医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在は証明されないけれども、

医療水準にかなった医療が行われていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されるときは、医師は、患者に対し、不法行為による損害を賠償する責任を負うものと解するの
 が相当である。けだし、生命を維持することは人にとって最も基本的な利益であつて、右の可能性は法によって
 保護されるべき利益であり、医師が過失により医療水準にかなった医療を行わないことによつて患者の法益が侵
 害されたものといふことができるからであるとする（最判平一二・九・二二民集五四巻七号二五七四頁）。

また、債務不履行事例についても、医師に適時に適切な検査を行うべき診療契約上の義務を怠つた過失があり、
 その結果患者が早期に適切な医療行為を受けることができなかつた場合において、上記検査義務を怠つた医師の
 過失と患者の死亡との間の因果関係の存在は証明されなくとも、適時に適切な検査を行うことによつて病変が発
 見され、当該病変に対して早期に適切な治療等の医療行為が行われていたならば、患者がその死亡の時点におい
 てなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されるときには、医師は、患者が上記可能性を侵害されたこ
 とによつて被つた損害を賠償すべき診療契約上の債務不履行責任を負うものと解するのが相当であるとする（最
 判平一六・一・二五判時一八五三号八五頁、判タ一一四七号一五二頁）。

以上の事案は、行為と結果との間に高度の蓋然性の証明ができない場合に、不法行為あるいは債務不履行に基
 づき一定の損害賠償を認めることにより被害者救済を図つたものといえる（この問題につき平沼高明「医師の過失
 と死亡との間に因果関係はないが、患者が死亡の時点でお生存していた可能性がある場合の不法行為の成否」民事法情
 報一七五号五九頁以下（二〇〇一年）（同『専門家責任保険の理論と実務』（信山社、二〇〇二年）所収）、寺沢知子「相
 当程度の可能性侵害における損害に関する一考察……行為義務からのアプローチ」産大法学四三巻二二頁以下（二〇〇
 九年）参照）。

(二) 主張・立証責任

割合的認定における主張・立証責任をみると、原告は発生・拡大している損害について主張・立証を負う。また、事案によっては、「事故の寄与度」の主張・立証を行うことも考えられる(例えば交通事故後の自殺、過労等による自殺などが考えられるが、これに限らない)。これに対して、被告は、損害の発生・拡大のないこと、あるいは「素因減額」に係る事実を主張・立証することにならう。ここでの理論は、民事裁判において用いられている要件事実論に整合するものでなければならない(倉田卓次)。二つの裁判例を掲げよう。

交通事故の裁判例をみると、神戸地判平一八・三・一七交通事故民事裁判例集三九卷二号三四八頁は、「現に身体に現れている症状が交通事故による外傷の結果であると主張する者は、その事実を訴訟において立証する責任があり、素因の関与を主張する者が、素因の存在及び現症状に対する当該素因の関与を立証すべき責任を負担するものではない。しかしながら、少なくとも、自己の責任を免れ、あるいはこれを減縮させる事情として相手方の素因を指摘する者は、当該素因の内容を相手方が防御可能な程度には特定する必要があるといふべきである。」といふ。

また、環境訴訟では、西淀川二ノ四次訴訟大阪地判平七・七・五が、一方で割合的認定論は立証の軽減を図っていることを示唆しつつ、他方で以下のように損害額の減額をもたらすためには相応の立証が必要であることを指摘している。すなわち、因果関係の投影は疫学的調査を基礎とする割合的な主張立証の枠組みのもとで行われると捉えられるとし、「原告らには、個々の患者について、大気汚染が右割合より大きい影響を及ぼしたこと(究極的には、専ら大気汚染により発症・増悪したこと)を明らかにすべく主張立証する余地があり、被告らには、

同様に、右割合より小さい影響しか及ぼしていないこと（究極的には、専ら他因子により発症・増悪したことを明らかにすべく主張立証する余地があるのは当然である。」という。

以上のように、割合的認定論は、民事弁護及び民事裁判における要件事実論にも適合しているようにみえる（二本松利忠「不法行為5・交通事故」伊藤滋夫総括編集『民事要件事実講座4』三〇二頁以下（青林書院、二〇〇七年）、塩崎勤・小賀野晶一・島田一彦編『交通事故訴訟』（民事法研究会、二〇〇八年）など）。

（三） 損害額の証明

損害については、損害額の立証が必要と解されている。損害額の立証が極めて困難な場合に相当な損害額の認定が認められている（民事訴訟法二四八条）。この規定の理論的位置付けについては民事訴訟法上の議論がある（伊藤眞『民事訴訟法（三版四訂版）』三三二頁以下（有斐閣、二〇一〇年）参照）。

六 裁判外紛争処理（ADR）と割合的認定

割合的認定は、裁判だけでなく、裁判外紛争処理においても活用されている。裁判外紛争処理では、当事者は示談・和解をめざして話し合う。割合的認定は黒白の決着をつけるものではないから、事案によっては裁判外紛争処理において有効な解決方法となり得る（日本弁護士連合会ADRセンター編『交通事故の損害賠償とADR』（弘文堂、二〇一〇年）。例えば、当事者双方が自らの落ち度を認識している場合などは、割合的認定は歩み寄りの契機を与えるであろう）。

割合的認定論は、「あるかないか」の解決方法から袂を分かつものであり、より弾力的な解決方法として国民

の理解が得易いのではないか。さらに、紛争処理機能において、この理論は自己責任を重視していることから、損害発生を抑止機能や当事者の修復的機能があるのではないか。以上について理論的、実証的検討を必要とする。

七 原因競合と割合的認定

(一) 原因競合の態様

判例は、原因競合の事案について、割合的認定を行っている。原因競合とは、結果の発生について当該事故とその他の原因とが競合している場合をいう。例えば、交通事故については二重・多重事故、交通事故と医療事故の競合や、道路管理瑕疵に起因する交通事故、欠陥車に起因する交通事故、自然力との競合などの事案において問題となり得る。また、公害訴訟では、被告らの総寄与率に基づく分割責任を認めた西淀川一次大阪地判平三・三・二九(判時一三八三号二頁)、川崎一次横浜地川崎支判平六・一・二五(判時一四八一号一九頁)、西淀川二〇四次大阪地判平七・七・五(判時一五三八号一七頁、判夕八八九号六四頁)、川崎二〇四次横浜地川崎支判平一〇・八・五(判時一六五八号三頁)などを挙げる事ができる(後掲【参考三】)。

素因競合も、広義の原因競合といえる。割合的認定の適用範囲は、素因競合の場合に限られず、広義の原因競合に及んでいる。被害者の素因と他の原因が競合する事案もある(例えば東京地判平一七・三・二四交通民集三八卷二号四〇〇頁など)。

原因競合は、その他の事故類型でも問題になり得る。

(二) 共同不法行為と割合的認定との関係

理論的には、割合的認定論と共同不法行為論（民法七一九条）との関係が問われる。学説は分かれる。

より基本的には、複数加害行為における責任のあり方が問題になる。原因競合における紛争処理の枠組みとしては、次のような考え方が提案されている（野村好弘「原因競合の場合における因果関係の割合的判断」交民一六巻索引・解説号三四二頁参照（一九八五年）、野村好弘・小賀野晶一「川崎市大気汚染訴訟判決……寄与率・因果関係・共同不法行為」判タ八四五号二〇頁以下（一九九四年）。このうち②については、共同不法行為が成立すると分割責任はあり得ないとする考え方と、共同不法行為の種類（例えば民法七一九条一項後段など）によっては分割責任の可能性があるとする考え方があり得る。共同不法行為責任、あるいは共同不法行為の成否をどのように捉えるかが要点となる。

- ① 共同不法行為が成立し、各加害者は結果に対して全部責任を負う。結果に対する寄与度は加害者内部の求償関係にすぎないとする考え方。
- ② 共同不法行為が成立し、全部責任ではなく分割責任あるいは一部連帯責任を認めるべきであるとする考え方。
- ③ 共同不法行為の成立を否定し、各加害者の単独責任を認めるべきであるとする考え方。
- ④ 原因競合の問題として捉え、賠償責任を寄与度に基づいて割合的に判断すべきであるとする考え方、である。

八 素因競合事案へのアプローチの視点

(一) 学界の議論

学説の考え方を大別すると、素因減額としてとりあげられている問題を、損害の（減額の）問題として考えるか（損害論アプローチ）、因果関係の問題として考えるか（因果関係論アプローチ）に分けることができる。ここでは、不法行為被害者をどのように救済することが適切か、民法における自己責任原則をどのように考えるかなどが問われ、裁判官や論者の被害者救済観が披露された。総論として、割合的認定論を理論的、実務的に位置づける研究（平沼高明）、新しい視点を提示する「痛み分け論」（能見善久）などがみられる。

(ア) 損害論アプローチ

素因競合の損害論では、素因減額という問題を設定し、減額することの可否が問われてきた。そして、素因減額を原則として否定する素因原則不考慮説、「被害者があるがまま」を救済すべきであるとする「あるがまま論」（以上は北河隆之らのアプローチで、学説の有力説でもある）と、素因減額を容認する素因原則考慮説が主張された（所論を掲げると、素因原則不考慮説に親しむ見解として窪田充見「損害賠償法における原因競合の問題……寄与度減責論の批判的検討」判タ六六八号二三頁（一九八八年）、同「不法行為法」四〇〇頁以下（有斐閣、二〇〇七年）、原田卓「被害者の素因について」『赤い本一九九〇年版』七三頁、平井宜雄「債権各論Ⅱ」（弘文堂、一九九二年）、北河隆之「素因減責論の現状と課題」東京三弁護士会交通事故処理委員会編『交通事故訴訟の理論と展望……創立三〇周年記念論文集』一一三頁（ぎょうせい、一九九三年）、同「素因減責論の新展開」判タ九四三号六七頁（一九九七年）、藤井勲「交

交通事故と素因、持病……因果関係、過失相殺の関係」新・現代損害賠償法講座（五）一〇五頁（日本評論社、一九九七年）、吉村良一『不法行為法（四版）』一七九頁以下（有斐閣、二〇一〇年）などがある。他方、割合的認定論を支持する見解として野村好弘・渡辺富雄・小賀野晶一「割合的解決の定着」判タ八四七号五三頁（一九九四年）、拙稿「あるがまま判決」の批判的検討」『交通事故賠償の新たな動向（交通事故裁判例集創刊二五周年記念論文集）』（きょうせい、一九九六年）、同「割合的因果関係論の基礎的考察」『交通事故賠償の法理と紛争処理（上）』三〇頁以下（きょうせい、一九九四年）などがある。

学説は従来より一貫して、不法行為の損害論において損害賠償額の高額化をめざしてきた。これに対して、加藤一郎は公正（な）賠償論を提唱し、不法行為損害賠償法のあり方として高額賠償ではなく公正な賠償をめざすべきであると主張した。かかる公正賠償論に対しては、これを支持する見解のほか、損害賠償額の減額を導くとの批判（澤井裕）がある。公正賠償論をどのように評価するかは素因競合における中心的課題の一つである。

（イ）因果関係論アプローチ

伝統的学説によると、相当因果関係があるとされるのは、「第一に、その行為がなければその損害が生じなかつたであろうと認められ、かつ、第二に、そのような行為があれば通常はそのような損害が生じるであろうと認められる場合である」と整理する（我妻説を加藤説が継承）。多くの学説は相当因果関係論を支持してきた（加藤・前掲書『不法行為』、我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』二〇〇頁以下（日本評論社、一九八八年復刻版）（一九三七年初版））が、近時は相当因果関係論に対する批判説が主張されている。

相当因果関係論をめぐる、日本の学界ではおよそ三つの考え方がみられる。

第一に、近時の日本の有力説は相当因果関係における上記判断過程を分析的に説明する。そして、相当因果関

係論における判断には、事実的因果関係、保護範囲、損害の金銭的評価の三つの要素が存在するとし、他方、相当因果関係論にはこれら三つの要素が混在していると批判する（以下、「区分論」ともいう）。区分論は、相当因果関係論が完全賠償主義のドイツ法における修正理論であるとし、日本法とドイツ法の因果関係の構造上の違いを重視する（その代表的な提唱者は平井宜雄）。

第二は、割合的因果関係論である。この理論は事実的因果関係を「あるかないか」で捉える伝統的因果関係論を問題にする。提唱者は初期の論文で、「因果関係の有無という all or nothing 的な枠の中にとどまっていたはならない。事実上の因果関係の問題は、「寄与率」というような量的な問題として考えるように変えていくのが合理的であろう。」と述べ、事実的因果関係を割合的に判断することに意味があるとして割合的因果関係論を日本の解釈論として導入すべきであると主張した（野村好弘「自動車事故における因果関係の認定」（交民一卷索引・解説号二二三頁（一九六九年））。その後の理論的展開として同「因果関係の本質……寄与度に基づく割合的因果関係論」『交通事故損害賠償の法理と実務』（交通事故紛争処理センター一〇周年記念論文集）六二頁以下（ぎょうせい、一九八四年）同「原因競合……割合的認定（一）骨髄炎の再発と事故の寄与度」新交通事故判例百選別冊ジュリスト九四（一九八七年）四〇頁）。

第三は、相当因果関係論を再評価する見解である（澤井裕説など）。なお、相当因果関係論をめぐる新しい議論に対して沈黙する研究者のなかには、相当因果関係論でよいとする者もおられるであろう。

（ウ）賠償科学と寄与度論

賠償科学は、損害賠償責任の判断の基礎となるべき科学的知見を提供することによって、事故の寄与度の判断に資することができる（例えば「交通事故被害者の素因競合と因果関係の考え方（一）（二）」（塩崎勤（司会）・野村好

図三 寄与度論（私論）の位置づけ

（①②③の特徴を具有）

- ① 判例法における相当因果関係論 → 相当性
- ② 学説における割合的因果関係論、確率的
心証論 → 割合、確率
- ③ 賠償科学 → 賠償科学的寄与度

右に述べた損害論アプローチ、因果関係論アプローチについては、訴訟当事者は民事訴訟の弁論主義のもとでいずれを選択することもできる。このように考えることは民事弁護及び民事裁判の実務にも適合するのではないかと考える。

（二） 割合的認定（論）の基本的要素

以上、本稿では素因競合における割合的認定（論）について検討した。そこにも示唆されていたように、ある

弘・小嶋亨・渡辺富雄・若杉長英・平沼高明・杉浦和朗・金澤理・伊藤文夫 賠償科学七号
（一九八八年）、八号（一九八八年）など。

賠償科学からは、因果関係に基づく分析が行われている（後掲【参考四】）。

寄与度論（私論）は、基本的には割合的因果関係論に立つ。ただし、ここでの判断は相当因果関係論における相当性の考え方を発展させたものであると捉える。そして、判例における相当性判断の枠組みを基礎にする。ここでは、事故の寄与度を賠償科学的寄与度を参考にして量的に捉える（図三）。この結果として、事故の寄与度が認められる場合と、認められない場合がある。このうち前者は素因減額と評価できる場合があり得る。以上のように、寄与度論（私論）は相当因果関係論の発展形として位置づけられる（拙稿「割合的認定論の法的構成……相当因果関係論の再構成」『交通賠償論の新たな元（財団法人日弁連交通事故相談センター設立四〇周年記念論文集）』一〇〇頁以下（判例タイムズ社、二〇〇七年））。

べき法理論においては特に以下の三点を考慮することが必要であろう。第一は、被害者救済であり、被害者救済のあり方をどのように考えるかである。第二は、科学的知見であり、科学的知見の役割を的確に評価し、科学的知見を法理論にどのように位置づけるかが問われる。第三は、理論と実務の関係であり、理論は民事実務の発展に資するものでなければならぬと考える。

① 被害者救済

第一に、不法行為法の目的として掲げられる被害者救済のあり方や内容を明らかにしなければならない。素因競合事案において被害者救済はどのように考えるべきか。被害者救済の内容は固定的なものではなく、時代や事案によって変化し得る。被害者救済のあり方は法理論だけでなく法政策のあり方も関係する。また、論者の民法観の違いが被害者救済の結論を左右することも考えられる。

判例は、不法行為法の目的について、「不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものである」などという（例えば、最大判平五・三・二四民集四七巻四号三〇三九頁）。また、環境訴訟において、「不法行為法は、①損害を負担すべき者に、②適正な損害を負担させ、③救済されるべき者に、④妥当な被害の回復を得させることをその理念とするものであり、不法行為の種類、加害と被害の諸相、加害者側と被害者側の社会経済的關係、社会政策的諸要素等を総合して、実体法・訴訟法の両面において、この理念にふさわしい解決（損害の妥当・公平な負担）が図られていかなければならない。」という（西淀川二次～四次訴訟大阪地判平七・七・五）。

法理論の効果を見ると、割合的因果關係論に基づくことによって、素因減額に働くこともあれば、寄与度の範

困で損害賠償が認められることもある。これは割合的認定論の有する二つの機能ともいえる。このあたりに注目して、割合的因果関係論あるいは割合的認定論の中立性について検討が行われた（野村好弘監修北河隆之・小賀野晶一編『割合的解決と公平の原則』（ぎょうせい、二〇〇二年）参照）。

日本の判例法が用いる割合的認定論は、金銭賠償における公平原則の帰結といえる。もつとも、これだけでは問題解決にならず、被害者の原状回復のあり方が明らかにされなければならない。そのための理論をどのように考えるかは今後の課題である。被害者救済の機能は、損害賠償制度（狭義の損害賠償制度）のみが担っているわけではなく、保険、社会保障等の制度も同様の役割を担っている。特に、交通事故などの事故類型においては、保険（及び共済）制度の果たす役割は極めて重要である。被害者救済のあり方を、損害賠償法とともに保険法からアプローチすることが有用であろう（金澤理『保険と補償の法理』（成文堂、一九九八年）、伊藤文夫『自動車事故民事責任と保険の交錯』（保険毎日新聞社、一九九九年）、平沼高明先生古稀記念論集『損害賠償法と責任保険の理論と実務』（信山社、二〇〇五年））。

② 科学的知見

第二に、法的判断と科学的知見との関連が問われる。この問題は法学において古くから論じられ、例えば鑑定のあるり方などについて議論を重ねてきた。今日、医療・医学の発展や権利意識の向上など諸事情により、改めてこの問題が浮上している。

損害賠償論をとりまく状況を見ると、医学（法医、臨床、疫学等）、工学（自動車工学、シミュレーション等）などの科学・技術が進歩し、因果関係の科学的メカニズムが明らかになり、或る事故について複数の原因（素因を含む）を特定し、複数原因のそれぞれが結果に及ぼす寄与度を明らかにすることが可能になってきた。

素因競合の事案については、素因競合の医学的メカニズムの解明が必要であり、科学的知見を参考にすることが必要である。ここでの要点は、当該疾病あるいは症状の医学的解明であり、その原因、経緯、状態などであろう。

賠償科学は科学的知見の所在を明らかにし、法的判断の根拠を提供することができる（日本賠償科学会編『賠償科学概説……医学と法学との融合』（民事法研究会、二〇〇七年）。かつて渡辺（昭和大学名誉教授）は賠償医学の視点から因果関係論の客観化を提唱した（渡辺富雄「自動車事故と賠償医学」ジュリ増刊総合特集四二号二五頁（一九八六年）。割合的因果関係論の提唱者（野村好弘）は、賠償医学的寄与度は割合的因果関係論を補強するものであると捉える（野村好弘編『交通災害における損害賠償、保険および社会保障』八頁（一九八八年・保険毎日新聞社）。平沼は賠償科学的寄与度とその基準化の重要性を指摘し、野村は法学の基準を提示した。将来的には、過失相殺の基準化のように、割合的認定の基準化が定着するのではないだろうか（損害賠償基準については、財日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準二〇一〇（上巻）』（下巻）』（赤い本）（二〇一〇年、初版一九六九年）、財日弁連交通事故相談センター『交通事故損害額算定基準……実務運用と解説』（二二訂版）』（青本）（二〇一〇年、初版一九七〇年）、大阪地裁民事交通訴訟研究会編著『大阪地裁における交通損害賠償の算定基準（二版）』（きょうせい、二〇〇九年）を参照）。

③ 損害賠償実務の発展

損害賠償に係る法理論を考える場合、損害賠償及び保険の実務、さらにはこれを含む民事実務（弁護士実務及び裁判実務、ADR）の発展を目的とすることは、実用法学としての民法学にとって不可欠の視点である。

損害賠償・保険実務、民事実務の発展のためには、判例法の本質を明らかにすることが肝要である。割合的認定の判例法の展開に学びこれを発展させることが重要であろう（交通損害賠償算定基準研究会編『3訂版注解交通

損害賠償算定基準（上下）』（ぎょうせい、二〇〇二年）、塩崎勤『民事裁判の実務的課題』（民事法研究会、二〇〇五年）、松居英二「心因的要因の寄与を理由とする素因減額」高野真人・溝部克己・八木一洋編『交通事故賠償の再構築』一五三頁以下（ぎょうせい、二〇〇九年）。

九 おわりに

割合的認定（論）は、日本不法行為判例法の成果の一つである。日本賠償科学会の創設と発展に貢献した渡辺富雄（医学）、若杉長英（医学）、加藤一郎（法学）の三氏は、本テーマである割合的認定（論）に対する考え方を明らかにしている。すなわち、渡辺説及び若杉説は賠償医学的寄与度を提唱し、割合的因果関係論を賠償科学から根拠づけた。加藤説には割合的因果関係論に対する肯定的評価をみることができ（加藤一郎「大気汚染判決への感想」判タ八五〇号七〇頁―七二頁（一九九四年））。

不法行為の法理論は、救済されるべき被害者を救済するものでなければならぬ。民法学からは、責任のあり方を総合的に検討することも必要であろう（拙稿「現代民法における責任の本質……私的規範のあり方をどのように考えるか」小賀野晶一編『中日における民法現代化の課題』（人文社会科学研究所プロジェクト報告書一七一集）七九頁以下（千葉大学大学院人文社会科学研究所、二〇〇九年））。割合的認定論は日本不法行為法にどのように位置づけることができるか。この問題を明らかにするために、民法不法行為法は、法理論としてより自覚的に、賠償科学の成果を参考にしなければならないと考える。

（本稿は第一回日本賠償科学会・韓国賠償医学会合同研究会（二〇一〇年六月五日）シンポジウム『日韓両国の賠償科学の課題と連携』「交通事故による後遺障害の諸問題」における筆者の報告に加筆したものである。報告のベースは拙稿

「割合的認定論の法的構成―相当因果関係論の再構成」『交通賠償論の新次元』（財団法人日弁連交通事故相談センター設立四〇周年記念論文集）所収である。報告の内容はこれと重複するが、日本不法行為法の課題として整理したものである。

【参考一】

A 交通事故と素因との競合

(ア) 事故の寄与、素因の寄与

京都地判昭五九・二・二三交民一七卷一号二〇五頁

「その主たる原因は加齢的な頸椎骨軟骨症に加えて精神神経的因子にあり、なお本件事故による外傷が寄与していること」を考慮し、事故の後遺障害に対する寄与度を三〇%とした（加齢的因子・精神神経的因子）。

東京高判昭五三・七・四判時九〇九号五四頁、判夕三七八号一三六頁

「精神分裂病の発病においては本件事故が間接的な誘因をなし、しかもそれがかなりの影響力を有していたものと認めるのが相当であり、……右起因力を三分の一と評価し、その限度における被控訴人の賠償責任を肯定するのが相当である」（精神分裂病発病の直接原因）。

大阪地判昭六一・二・二〇判夕六一二号一二二頁

「本件事故が右のごとき結果の発生に寄与した度合いは、五割と評価するのが相当である。」（糖尿病）。

広島地判昭六〇・五・一三交民一八卷三号七三八頁

「原告の損害に対する本件事故の寄与度を四〇パーセントと認めるのを相当と考える。なお、このように、原告の損害からその素因部分を控除すれば、被告による原告の素因についての予見可能性の問題は生じない。」（頸椎後縦靭帯骨化症）

大阪地判昭六〇・五・一〇交民一八卷三号七二〇頁

「本件事故の訴外好雄の死亡に対する寄与は、すくなくとも三割程度であったものというべきである。」（動脈硬化、心筋梗塞に基づく既往症）

大阪地判昭六〇・一一・八交民一八卷六号一四四八頁

「結果発生への寄与率としては、本件事故が一、肝硬変症が二の割合とみるのが相当である。」（持病の肝硬変症）

名古屋地判昭六〇・一二・一三交民一八卷六号一五七七頁

「本件事故の寄与率は二割と認めるのが相当である（なお、被告は本件事故後正雄は安静にし、飲食を摂取するなど病変の発生を防止すべきであったのに不注意により病変を回避しなかった過失があり、死亡という被害に損害が拡大したのであるから、これをしんしゃくし、過失相殺すべきものである旨主張するところであるが、右のとおりこの点も考慮し

て寄与率を算定しているので、右事情による過失相殺はすべきではない。」（心臓の著明な肥大と冠動脈の狭窄、動脈硬化症などの心疾患）

●素因と事故の競合、事故の寄与

大阪地判昭五九・一・二四交民一七卷一七号六〇頁

「本件事故の態様、程度、本件事故前後の原告の病歴、治療の程度及び症状等を考え合わせると、原告が本件事故後訴えている傷害及び後遺症状は、原告の前記結核手術による右背僧帽筋萎縮胸郭変形及び体質的な頸椎後縦靭帯骨化症の影響と本件事故による衝撃とが競合して発生したものとすべきであり、原告の右傷害及び後遺症状発現に対する本件事故の寄与率は三分の二と認めるのが相当である。」

●損害は、素因と事故が競合して発生した

大阪地判昭五九・一・二四交民一七卷一七号六〇頁

「原告が本件事故後訴えている傷害及び後遺障害は、原告の結核手術による右背僧筋萎縮胸郭変形及び体質的な頸椎後縦靭帯骨化症の影響と本件事故による衝撃とが競合して発生した」として、事故による傷害及び後遺障害の発現に対する素因の寄与度は三分の二であるとした（過去の病歴・体質的素因）。

●事故が症状発現の誘因となった

大阪高判昭五八・九・六判時一一〇号八八頁

「本件事故は、原告の重篤な下半身まひの症状発現の誘因となったにすぎないものと評価される」として、事故の寄与度を六〇%とした（潜在的異常・特殊な体質的素因）。

●素因の寄与

大阪地判昭六〇・三・二九交民一八卷六号一六六三頁

「原告の右既往症が原告の損害を拡大させたものというべく、そうすると、損害の公平な分担という理念から、民法七二二条を類推適用して、原告の損害のうち、二割を控除するのが相当である。」（既往症（変形性頸椎症、骨粗鬆症、高血圧）、体質的素因）

大阪地判昭五九・八・九交民一七卷四号一〇七〇頁

「原告の右の如き既往症が原告の損害にしめる割合はこれを二割と認めるのが相当である。」（既往症（第五腰椎の変形及び第一仙骨と第五腰椎間の狭小化））

神戸地判昭六〇・一二・一八日交民一八卷六号一五九一頁

「かかる事情は、原告の症状の悪化や回復の遷延の一因になったものと推測せざるをえず、これに相応する損害部分は被告らに負担せしめるべきものであるから、これを二〇パーセントとみて、全損害額の八〇パーセントを被告らに負担させるのが相当である。」（直ちに医師の診断を受けないことによる症状悪化、早すぎた退院）

札幌地判昭六〇・六・二八交民一八卷三号九四二頁

「本件内科疾患の本件損害に及ぼした寄与率を二五パーセントと評価するのが相当であり、被告らは本件損害のうち、七五パーセントを賠償するべきである。」（内科疾患（ネフローゼ、高尿酸血症））

岡山地倉敷支判昭五八・一〇・六交民一六卷五号一三七二頁

「事故当日から六カ月の間は就労不能と認めることができるが、その後の六カ月は、原告の就労環境の面及び心因的要素の面の影響も強いことを考慮し、その期間を通じて二〇%の休業と認めるのが相当である。」

大阪地判昭六〇・八・一六交民一八卷四号一〇六三頁

「長期の入院治療を必要とした理由が入院につき、身体の安静を保つたためであって、長期化につき、心因性に基づく自律神経失調症状に対する対症療法のためであったというのであるから、損害の公平な分担という見地から、損害を拡大させた被告の右の如き負因を考慮するのが相当と認められ、民法七二二条を類推適用して、被告の損害のうち三割五分を減ずるのが相当と認められる。」

(イ) 〇〇%について相当因果関係を有する

東京高判昭五四・八・八交民一二卷四号九五八頁、判時九四一号四二頁、判タ三九七号一二八頁

「治療費、休業損害、逸失利益の三分の一（マッサージ料、はり治療代、漢方薬代については二分の一）に限り相当因果関係を有すると判示した（老人性変化）」。

京都地判昭六〇・三・二七交民一八卷二号四六一頁

「原告の全損害のうち六割の限度で本件事故と相当因果関係を肯定するのが相当である。」(体質ないし持病)

鹿児島地判昭五八・一・三一交民一六卷一号二四四頁

「第二回目の症状固定日とされる昭和五六年二月一七日までに受けた治療の費用は、原告の加齢による治療の延引を考慮し、およそ、その八割をもって相当因果関係の範囲内と認められ、また原告がA耳鼻咽喉科で受けた治療の費用は、原告の加齢の要素および他の症病治療も考慮し、およそ、その七割をもって相当因果関係の範囲内と認められる。」

京都地判昭五九・一〇・三〇交民一七卷五号一四六六頁

「傷害が、被害者自信の帶有する持病ないし体質を基盤とし、事故が契機となって発生した場合、損害の公平な分担という見地から傷害による損害の全部を事故による損害とすべきではなく、傷害に対する双方の寄与の程度を勘案して事故の寄与している限度において相当因果関係が存するものとして、その限度で加害者に賠償させるのが相当である。この見地に立脚して本件をみると、以上認定の諸事情に照らし、原告の全損害のうち七割の限度において本件事故と相当因果関係を肯定するのが相当である。」

松山地八幡浜支判昭六一・六・一三判タ六一一号八五頁

「原告の右視力障害については、ヒステリー性のもので心因的要因によるものと認められるが、ヒステリー自体

は本件事故により発症したものと認められるから、本件事故の態様、原告の受傷と治療経過に照らし、右症状固
定時の昭和五八年一月二五日までの分については、その全部について本件事故との因果関係を認め、その後の
後遺障害については、精神状態の安定により正常な視力に回復する可能性があるとの前示鑑定結果からして不確
定要素を内在するものであり、加えて、右症状が原告側の精神状態と密接に関連した心因的要因に基づくもので
あることに鑑みれば、その全部について本件事故との因果関係を認めるのは損害の公平な分担の見地から相当で
なく、その二分の一について因果関係を認め、その限度において被告に賠償責任を負わせるのを相当と判断す
る」。

●相当因果関係の有無による判断

大阪地判昭五九・一一・二九交民一七卷六号一六六七頁

「本件事故と原告の受傷との間には因果関係があるものというべきである。〔略〕

原告の不定愁訴は別として、本件事故による傷害の部位、程度及び治療経過が、原告の既往症及び本件事故
後の原告の私病と区別して認定することができる本件では、原告の体質的素因を民法七二二条の類推適用によ
る抗弁事由としてこれを判断するまでもなく、相当因果関係の有無により原告の損害を確定しうるのであるか
ら、被告らの右の如き主張は採用しない。」

東京地判昭五九・九・二七交民一七卷五号一三四一頁

「確かに原告の症状及びこれに対する治療が全体としていささか長期化していることは否めず、これについては

原告の加齢が影響しているものとみる余地がないわけではないけれども、仮にそうであるとしても、そもそも被害者は一定の年齢差や個体差を有するものであるから、その影響で呈する症状や治療期間等を区々にすることは避け難いところである。したがって、事故との因果関係の存否については、当該被害者に医学的見地から特異な症状の発現を見ているとか治療期間が異常に長期化しているなどの特段の事情がない限り、単なる年齢差は直ちにこれを否定する事由とはならないと認めるのが相当である。」

(ウ) その他

東京地判昭五九・二・一七交民一七卷一号一五三頁

「原告の右膝関節炎が本件事故と一〇〇%の因果関係があることはちゅうちよされる」として、後遺症による逸失利益及び慰謝料の損害算定にあたり事故の寄与度を五〇%とした（過去の病歴（変形性腰椎症、肘関節炎））。

東京地判昭五九・一・一七判時一一〇六号八六頁

「いったんは潜在化ないし消失していた被害者の一酸化炭素中毒における各種の精神的症状が本件事故による頭部打撲傷を引き金に顕在発現して長期にわたり持続され、次第に増悪し、ついに被害者をして死に至らしめた」として、事故の寄与度は六〇%であるとした（病的素因（一酸化炭素中毒））。

● 損害額の減額、損害算定における公平

東京地判昭六〇・五・一〇判時一二〇二号七九頁

「原告花子の全損害及び原告太郎、同春子、同一郎の原告花子の負傷及び後遺障害による慰謝料の各四〇%を減額するのが相当である。」(ヒステリー性格)

B 多重衝突事故

● 事故の寄与

札幌地判昭六一・一〇・二〇判時一二一七号一一三頁

「原告の症状には、本件事故による傷害のほか、前事故による前記障害と原告の前記心因的要素が加わって増悪化し、さらに密度が高く、より長期にわたる治療を要する状態に至ったものと認められるから、先に認定したこれらの事情をしんじやくし、本件事故の起因力を五〇パーセントと評価し、その限度において損害賠償を認めるのが相当である。」(過去の事故、心因的要素)

C 交通事故後に自殺した事例

● 事故の寄与

大阪地判昭六〇・四・二六交民一八卷二号五九九頁

「死亡による損害に対する本件事故の寄与度は四〇パーセントとみるのが相当である。」

大阪地判昭六〇・八・二三交民一八卷四号一〇八四頁

「死亡による損害に対する本件事故の寄与度は四〇パーセントとみるのが相当である。」

●損害額の減額、損害算定における公平

東京地判昭六一・六・二四判タ六〇三号九一頁

「死亡による損害についてはその五割を減額するのが相当である。」

浦和地判昭六二・五・八交民二〇卷三号六三二頁

「死亡による損害についてはその六割を減額するのが相当である。」

【参考二】

素因競合

(1) 心因的素因

最一判昭六三・四・二一交民二一巻二号二二九頁、民集四二巻四号二四三頁、判タ六六七号九九頁、判時一二七六号四四頁

「上告人の訴えている右症状のうちには上告人の特異な性格に起因する症状も多く、初診医の診断についても上告人の言動に誘発された一面があり、更に上告人の回復への自発的意欲の欠如等があいまって、適切さを欠く治療を継続させた結果、症状の悪化とその固定化を招いたと考えられ、このような事情のもとでは、本件事故による受傷及びそれに起因して三年間にわたって上告人に生じた損害を全部被上告人らに負担させることは公平の理

念に照らし相当ではない。すなわち、右損害は本件事故のみによって通常発生する程度、範囲を超えているものということができ、かつ、その損害の拡大について上告人の心因的要因が寄与していることが明らかであるから、本件の損害賠償の額を定めるに当たっては、民法七二二条二項の過失相殺の規定を類推適用して、その損害の拡大に寄与した上告人の右事情を斟酌することができるといふべきである。そして、前記事実関係のもとでは、事故後昭和四七年三月二〇日までに発生した損害のうちその四割の限度に減額して被上告人らに負担させるのが相当であるとした原審の判断は、結局正当として是認することができる。」

交通事故後に自殺

最一判平五・九・九交民二六卷五号一一二九頁、判時一四七七号四二頁、判タ八三二号二七六頁（うつ病罹患）
「本件事故により太郎が被った傷害は、身体に重大な器質的障害を伴う後遺症を残すようなものでなかったといふものの、本件事故の態様が太郎に大きな精神的衝撃を与え、しかもその衝撃が長い年月にわたって残るようなものであったこと、その後の補償交渉が円滑に進行しなかったことなどが原因となつて、太郎が災害神経症状態に陥り、更にその状態から抜け出せないままうつ病になり、その改善をみないまま自殺に至つたこと、自らに責任のない事故で傷害を受けた場合には災害神経症状態を経てうつ病に発展しやすく、うつ病にり患した者の自殺率は全人口の自殺率と比較してはるかに高いなど原審の適法に確定した事実関係を総合すると、本件事故と太郎の自殺との間に相当因果関係があるとした上、自殺には同人の心因的要因も寄与しているとして相応の減額をして死亡にする損害額を定めた原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。」

(2) 疾患

最一判平四・六・二五交民二五卷三号五四七頁、民集四六卷四号四〇〇頁、判タ八一三号一九八頁、判時一四五四号九三頁（一酸化炭素中毒による精神的症状）

「被害者に対する加害行為と被害者のり患していた疾患とがともに原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失うときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法七二二条二項の過失相殺の規定を類推適用して、被害者の当該疾患をしんじやくすることができると解するのが相当である。ただし、このような場合においてもなお、被害者に生じた損害の全部を加害者に賠償させるのは、損害の公平な分担を図る損害賠償法の理念に反するものといわなければならないからである。」

最判平八・一〇・二九交通民集二九卷五号一二七二頁（後縦韌帯骨化症、OPH）

「被害者の疾患を斟酌できることは）加害行為前に疾患に伴う症状が発現していたかどうか、疾患が難病であるかどうか、疾患に罹患するにつき被害者の責めに帰すべき事由があるかどうか、加害行為により被害者が被った衝撃の強弱、損害拡大の素因を有しながら社会生活を営んでいる者の多寡等の事情によって左右されるものではない。」

(3) 労災（心因的素因、疾患）

過労による自殺

最判平一二・三・二四民集五四卷三号一一五五頁（電通事件）

割合的認定の理論を肯定しつつ、勤労者としての特徴を考慮して素因競合による減額を否定した。

「身体に対する加害行為を原因とする被害者の損害賠償請求において、裁判所は、加害者の賠償すべき額を決定するに当たり、損害を公平に分担させるといふ損害賠償法の理念に照らし、民法七二二条二項の過失相殺の規定を類推適用して、損害の発生又は拡大に寄与した被害者の性格等の心因的素因を一定の限度でしんしゃくすることができ（最高裁昭和五九年（オ）第三三号同六三年四月二一日第一小法廷判決・民集四二卷四号二四三頁参照）。この趣旨は、労働者の業務の負担が過重であることを原因とする損害賠償請求においても、基本的に同様に解すべきものである。しかしながら、企業等に雇用される労働者の性格が多様のものであることはいうまでもないところ、ある業務に従事する特定の労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものでない限り、その性格及びこれに基づく業務遂行の態様等が業務の過重負担に起因して当該労働者に生じた損害の発生又は拡大に寄与したとしても、そのような事態は使用者として予想すべきものということができない。しかも、使用者又はこれに代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う者は、各労働者がその従事すべき業務に適するか否かを判断して、その配置先、遂行すべき業務の内容等を定めるのであり、その際に、各労働者の性格をも考慮することができるのである。したがって、労働者の性格が前記の範囲を外れるものでない場合には、裁判所は、業務の負担が過重であることを原因とする損害賠償請求において使用者の賠償すべき額を決定するに当たり、その性格及びこれに基づく業務遂行の態様等を、心因的素因としてしんしゃくすることは

できないというべきである。」

基礎疾患を有する者の死亡

最判平二〇・三・二七判時二〇〇三号一五五頁、判タ一二六七号一五六頁

「被害者に対する加害行為と加害行為前から存在した被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度等に照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失うときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法七二二条二項の規定を類推適用して、被害者の疾患をしんしゃくすることができ（最高裁昭和六三年（オ）第一〇九四号平成四年六月二五日第一小法廷判決・民集四六卷四号四〇〇頁参照）。このことは、労災事故による損害賠償請求の場合においても、基本的に同様であると解される。」

【参考三】

都市型複合大気汚染訴訟判決と割合的認定

西淀川二〇四次訴訟大阪地判平七・七・五判時一五三八号一七頁は、割合的認定論の特徴を述べている。「発症の因果関係における証明の対象」については次のように述べる。

「本件のような場合にも、厳格に個別的因果関係の立証を要求するとすれば、被害者はたちまち立証不能に陥らざるをえないこととなる。大気汚染の存在、被害者の多発という現象が存在するのに（存在するか否かは別個の事実認定の問題である）、この点の立証責任によつて損害賠償を全面的に否定することは不法行為法の基本理念にもとることとならざるをえない。」

「そこで、「あるか、ないか」の択一的な因果関係の証明に修正を加える種々の見解が提起されることになる。

その一つに、集団について何らかの相関関係が認められることと、個別の被害について高度の蓋然性をもって因果関係を証明したことは同一ではないとして、疫学調査にみられる関連性は、相対危険度をもとにした大気汚染の原因確率を計算できるだけであり、少なくとも因果関係についての確率的認定を行い、責任範囲をその限度に限るのが相当であるとする見解がある。これは、前記のような証明不可能な事実をいづれかに負担させるよりも、大気汚染の原因性について確率的計算が可能であれば、それを一つの限界としようとするものであり、疫学的証明以外に立証手段が存在しない場合に、損害を適正に分配するための工夫であるといえよう。この他にも、確率的心証論や割合的因果関係説などの諸説が提起されている。そしてそれらはいずれも発症の因果関係における証明対象を個人ごとの大気汚染の原因性（及び結果に対する寄与の割合）であることを当然の前提としている。そのうえで事実的因果関係の証明度が通常求められる程度に達しない場合でも、心証度や蓋然性の程度に応じた損害賠償を認容しようとしている。

これらはいずれも不法行為の基本理念である損害の適正な分担を目指す点において評価される。もともと、このような考え方は一般的に適用するか特定の事案にのみ例外的に適用するかにかかわらず、事実的因果関係の証明についての従来の考え方の枠組みを変更するものであり、証明の対象を不明確にしたり、事実の存否の判断にあいまいさを持ち込む恐れがないように思われる。

そこで、加害者の行為の関与により一定の被害（疾病の発症・増悪）が現に生じており、当該訴訟の時点における科学水準によれば、疫学等によって統計的ないし集団的には加害行為との間に一定割合の事実的因果関係の存在が認められるが、集団に属する個々の者について因果関係を証明することは不可能あるいは極めて困難であ

り、被害者にその証明責任を負担させることが社会的経済的妥当性を欠く一方、加害行為の態様等から少なくとも右一般的な割合の限度においては加害者に責任を負担させるのが相当と判断される場合には、いわば集団の縮図たる個々の者においても、大気汚染の集団への関与自体を加害行為と捉え、右割合の限度で各自の被害にもそれが関与したものととして、損害の賠償を求めることが許されると解するのが相当である。右のように集団への関与の割合自体を証明対象とすることによって、従来の因果関係の立証責任の分配、証明度についての原則を維持しつつ、右のような場合については、被害者側に帰することが妥当でない証明困難により全面的に請求が棄却される事態を防止し、他方、加害者側にも加害行為に対応しないおそれのある損害の負担をさせないことにより、その適正な分配が可能になると考える。

したがって、原告らは右立証命題について高度の蓋然性をもって証明する必要があり、かつ、右割合の損害賠償を求める限りはそれで足りる。」

【参考四】

賠償科学からの因果関係論アプローチの先鞭となった論稿の一部を掲げる（括弧内の号数は日本賠償科学会の学会誌『賠償科学』。一三号より『賠償医学』から『賠償科学』に改称）。

若杉長英「交通事故と死との間の因果関係判定に当って」六号（一九八七年）

小嶋亨・新谷昭治・新田義和、倉田治・岩垣雄司「むち打ち損傷等と追突事故との因果関係を否定した鑑定」六号（一九八七年）

小嶋亨・近末文彦・宮崎哲次・屋敷幹雄・東まなみ・山本恵子「賠償医学的鑑定からみた交通事故と傷害との因

果関係「七号（一九八八年）」

小嶋亨「むち打ち損傷等と接触事故との因果関係を否定した鑑定」八号（一九八八年）」

岩瀬康雄「事故と死亡との因果関係は認めず医療費を入院期間だけ認めた事例」八号（一九八八年）」

吳「賠償医学における損傷と疾病およびその他の因果関係問題の判定について」一二号（一九九〇年）」

平岩幸一「交通事故と脳動脈瘤破裂との因果関係についての一鑑定」一三号（一九九一年）」

青木康博・那谷雅之・勾坂馨「交通事故との因果関係が問題となった気管支炎による窒息死例」一五号（一九九二年）」

二年）

平岩幸一・郡司啓文「交通事故後遺障害と自殺との因果関係の評価」一六号（一九九三年）」

郡司啓文・平岩幸一「交通事故との因果関係を認めた遅発性胸部大動脈破裂」一六号（一九九三年）」

平岩幸一・郡司啓文「交通事故後遺障害と自殺との因果関係の評価」一六号（一九九三年）」

郡司啓文・平岩幸一「交通事故との因果関係を認めた遅発性胸部大動脈破裂」一六号（一九九三年）」

若杉長英・黒木尚長・白鴻成・モハメド・ナシムル・イスラム「死亡、後遺障害に関する因果関係の割合的認定

のための新基準」一八号（一九九四年）」

黒木尚長・若杉長英「胸部大動脈瘤破裂による急死と事故との因果関係」一八号（一九九四年）」

平岩幸一・郡司啓文・水澤郁文「交通事故と心因性反応との因果関係を認めた鑑定例」賠償科学二〇号（一九九五年）」

五年）

平岩幸一・郡司啓文・水澤郁文「交通事故と心因性反応との因果関係を認めた鑑定例」二二号（一九九六年）」

今井吉之「交通事故と心因性反応との因果関係について」二二号（一九九六年）」

黒木尚長「医学的因果關係をいかにして判断するか」二三号（一九九八年）